

一般社団法人資産運用フォーラム

運営規程

第 1 章 目 的

(目的)

第1条 本運営規程(以下「本規程」という)は、一般社団法人資産運用フォーラム(以下「本フォーラム」という)の運営に必要な事項を定めることを目的とする。なお、本規程に定めのない事項は、本フォーラムの定款、会員規約、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という)によるものとする。

第 2 章 会 員

(会員の要件)

第2条 正会員、スタートアップ会員、賛助会員、オブザーバー会員の要件は、定款第 5 条各号に定める通りとする。ただし、スタートアップ会員については、それに加えて入会申込書の提出日時点において従業員数が 50 名以下であり、かつ設立から 5 年を経過していない企業及び団体であることを要件とする。なお、外国企業の日本法人については、関連会社を含む企業体全体の従業員数や設立来年数を踏まえて判断する。

(会費)

第3条 本フォーラムの会費は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、事業年度の途中で入会した会員の当該事業年度に係る会費(入会初年度会費)は、運営委員会における入会承認日を基準として、各号に定めるところによる。

(1) 正会員:年会費 100 万円

- 一. 7 月 1 日から 9 月 30 日までに入会承認を受けた場合:100 万円
- 二. 10 月 1 日から 12 月 31 日までに入会承認を受けた場合:75 万円
- 三. 1 月 1 日から 3 月 31 日までに入会承認を受けた場合:50 万円
- 四. 4 月 1 日から 6 月 30 日までに入会承認を受けた場合:25 万円

(2) スタートアップ会員:年会費 30 万円

- 一. 7 月 1 日から 9 月 30 日までに入会承認を受けた場合:30 万円
- 二. 10 月 1 日から 12 月 31 日までに入会承認を受けた場合:22.5 万円
- 三. 1 月 1 日から 3 月 31 日までに入会承認を受けた場合:15 万円
- 四. 4 月 1 日から 6 月 30 日までに入会承認を受けた場合:7.5 万円

(3) 賛助会員及びオブザーバー会員:会費を徴収しない

2. 前項に定める場合を除き、会費の月割り又は日割りによる計算は行わない。
3. 退会その他の事由のいかんを問わず、既納の会費は返還しない。

第 3 章 理事会及び理事

(理事)

- 第4条 理事は、別紙に定める留意事項を踏まえて、社員総会において選任するものとする。なお、理事は、正会員及びスタートアップ会員から選任するが、同一の会員からは 1 名のみとする。
2. 理事長及び副理事長の対外的な呼称は、それぞれ議長及び副議長とする。ただし、理事長を 2 名選任した場合は、共同議長とする。

(理事会の運営)

- 第5条 理事会は、通常理事会と臨時理事会を合わせて、原則として 1 月と 3 月を除く毎月第 4 火曜日(祝日の場合は翌営業日)に開催する。ただし、必要に応じて随時開催することができるものとする。
2. 理事会は、オンラインにて開催することができるものとする。
 3. 理事長を 2 名選任した場合は、理事会の議長はそのうちの 1 名とし、理事会において選定する。
 4. 理事会には理事のほか、監事、各委員会の委員長及び事務局長が出席するものとする。ただし、理事以外の出席者は議決権を有しない。
 5. 理事及び監事の理事会への代理出席は認めないものとするが、各委員会の委員長が出席できない場合は、代理の者を指名して出席させることができるものとする。
 6. 前各項のほか、議長が認めた場合には、出席者以外の理事会への陪席を認めるものとする。

第 4 章 委員会

(運営委員会)

- 第6条 本フォーラムの運営に係る実務的な事項を決定する機関として、定款第 34 条に基づき運営委員会を設置する。運営委員会の決定に基づく業務執行は、事務局その他の実務担当者が行うものとする。
2. 運営委員会の委員長は、代表理事が所属する会員である法人又は団体から選任された委員とし、理事会で委員を選任する際に併せて選定する。なお、必要に応じて、運営委員会の決議により、委員の中から副委員長及び書記を選定することができるものとする。

3. 委員の任期は原則として 2 年とし、再任することを妨げない。
4. 運営委員会は、原則として月 1 回以上開催するものとする。
5. 運営委員会は、オンラインにて開催することができるものとする。
6. 運営委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
7. 前項にかかわらず、運営委員会の決議は、電磁的方法によって行うことができるものとする。当該決議は、委員全員が賛成する場合に限り有効に成立するものとし、1 名以上の反対又は棄権があった場合には無効とする。
8. 運営委員会は、以下の各号の業務を行うものとし、理事会に対してその活動内容を報告するものとする。
 - (1) 本フォーラムの業務執行の決定(ただし、社員総会及び理事会の決定事項に含まれない事項に限る。)
 - (2) 理事会の決定事項の実務的実行に関する協議及び調整
 - (3) 本フォーラムの運営に関する実務的提案
 - (4) 理事会への報告及び必要な助言
9. 運営委員会には事務局が出席する。また、委員長が必要と認めた場合には、会員その他の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
10. 運営委員会の審議の経過及び決定事項については、議事録を作成し、その内容を記録、保存するものとする。

(その他委員会)

- 第7条 理事会の決議によって、目的を明示した上で、運営委員会以外の委員会（以下「その他委員会」という）を設置することができるものとする。
2. その他委員会は、その目的に応じて複数設置することができるものとする。
 3. その他委員会の委員長の選任は、理事会において行うものとし、委員については理事会の同意を経て、理事長が委嘱する。なお、必要に応じて、その他委員会の決議により、委員の中から副委員長及び書記を選定することができるものとする。
 4. その他委員会の決議は、委員の過半数が出席し、出席した委員の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
 5. 前項にかかわらず、その他委員会の決議は、電磁的方法によって行うことができるものとする。当該決議は、委員全員が賛成する場合に限り有効に成立するものとし、1 名以上の反対又は棄権があった場合には無効とする。
 6. 委員会は、その目的に沿って活動するものとし、理事会に対してその活動内容を報告するものとする。
 7. その他委員会の審議の経過及び決定事項については、議事録を作成し、その内容を記録、保存するものとする。

第 5 章 分科会及びワーキンググループ

(分科会及びワーキンググループ)

- 第8条 理事会の決議により、目的を明示した上で、分科会及びワーキンググループを設置することができるものとする。
2. 分科会及びワーキンググループは、その目的に応じて複数設置することができるものとする。
 3. 分科会及びワーキンググループのメンバーは、正会員、スタートアップ会員、賛助会員から理事会において選任するものとし、メンバーの互選によりリーダーを決定するものとする。ただし、理事会においてリーダーを選任した場合は、この限りではない。
 4. 分科会及びワーキンググループは、その目的に沿って活動するものとし、理事会及び運営委員会に対してその活動内容を報告するものとする。

第 6 章 年次会合

(年次会合)

- 第9条 資産運用業に係る国内外の関係者との対話・議論を行うとともに、日本市場の魅力・政策等に関する情報発信を行うために、年 1 回、年次会合を開催するものとする。なお、イベントの名称は、必ずしも年次会合とする必要はない。
2. 年次会合の開催日時及び場所並びに目的である事項については、運営委員会において原案を企画・策定の上、理事会において承認するものとする。

第 7 条 事務局

(事務局及び事務局長)

- 第10条 本フォーラムに事務局及び事務局長を置く。
2. 事務局は、会員管理、会計管理、理事会等の組織運営、ウェブサイトの運営管理その他本フォーラムに係る事務全般を所掌するものとする。
 3. 事務局長は、前項に定める事務局の業務を統括するものとする。

(会員管理)

- 第11条 事務局は、会員管理表を作成し、会員の情報を適切に管理しなければならない。会員管理表には、会員ごとに別に定める入会申込書に記載された情報のほか、事務局が発行する会員番号を記載するものとする。

2. 会員管理表に記載した会員情報の変更は、会員からの変更届出書をもって行うものとする。なお、変更届出があった場合は、事務局は、その内容に沿って会員管理表を変更した上で、変更日及び変更事由を明記するものとする。
3. 外部から会員情報に関する問い合わせがあった場合は、事務局は、原則として回答を拒絶するものとし、その経緯について運営委員会に報告するものとする。
4. 会員からの他の会員情報に関する問い合わせについては、事務局は、当該他の会員の承諾を得た上で、問い合わせに回答するものとする。
5. 本フォーラムのウェブサイトには会員一覧を掲載する。ただし、掲載する情報は、会員名及びホームページの URL のみとする。

(会計管理)

第12条 事務局は、本フォーラムの会計帳簿を作成し、年 1 回、決算書類を作成しなければならない。

2. 会計帳簿は月次で締めた上で、帳簿上の預金残高と通帳残高の一致を確認するものとする。
3. 会費その他の本フォーラムの収入は、預金口座への振込に限るものとする。
4. 経費等の本フォーラムの支出については、預金口座からの振込・引落としとする。
5. 切手等の少額の経費の支払については、経費支払の申請者が立替払いし、事務局は領収書を確認のうえ、立替者の口座に振込みを行う。この場合、振込手数料は本フォーラムが負担する。
6. 会計帳簿への記帳金額は、領収書又は請求書の金額と一致させる。請求書が複数の
7. 費目の合計の場合は、明細の費目ごとに記帳するものとする。
8. 領収書・請求書等のエビデンスには、エビデンス単位で管理番号を付す。管理番号は、R を先頭文字として、年月日と最後に 2 桁の連番をつける。(例:2025 年 7 月 31 日の 1 つ目の請求書の場合、管理番号は、R2025073101 とする)
9. 領収書・請求書等のエビデンスは、原本を保管するほか、PDF に変換し、ファイル名には管理番号を付けて保存する。
10. 総務・経理担当理事は、支出について、振込金額とエビデンスの一致を確認のうえ、承認する。自動振込についてはこの限りではない。

(業務委託)

第13条 事務局は、その業務の全部または一部を、理事会の決議を経た上で、外注先に委託することができる。なお、業務委託先が理事の所属先である会員と利害関係を有する場合は、当該理事は、業務委託に関する理事会決議には参加しないものとする。

2. 事務局の業務を委託する場合は、業務委託内容を明確化するため、業務委託先との間で業務委託契約書を締結しなければならない。

第 8 章 その他

(改訂手続)

第14条 本規程の改訂は、本フォーラムの正会員に限り提案できるものとし、理事会の決議をもって行うものとする。

附則

施行日	2025 年 9 月 2 日	
改正履歴	2026 年 3 月 2 日	一部条文の追加及び変更、施行
	2026 年 5 月 13 日	一部条文の変更、施行

別 紙

理事の選任にあたっての留意事項

1. 理事は、以下の条件を満たす正会員及びスタートアップ会員の中から、規模、業況、ランク(CEO 級等社を代表した発言が可能なランク)のほか、会社の属性(パブリック/プライベート等)、業種・業態(資産運用業/その他)、本拠地(日系/外資)等のバランスも加味して選任するものとする。
 - ① 日本の資産運用業の健全な発展等に対する長期間のコミットメント
 - ② 資産運用フォーラムの運営や官民の対話の発展を担える日本における体制
 - ③ グローバルな視野での業務運営
2. 上記 1 の①から③の観点を踏まえ、理事の候補者は資産運用業から選任することを基本とする。
3. 理事候補者として推薦された候補者は、理事会の承認を得て理事候補者として選任されることとする。

以上